

学校法人北海道武蔵女子学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道武蔵女子学園における役員報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長、学長及び教職員の理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号以外の理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 常勤の役員報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 理事長の報酬額上限は1,300,000円とする。
- 3 学長には、北海道武蔵女子短期大学教職員給与規程第11条に定める役職手当に加えて役員手当を支給する。ただし、同規程第2条の2第2項及び第2条の3第2項に基づく契約給の場合は、契約により定める給与及び手当を支給する。
- 4 非常勤の役員報酬は別表2のとおりとする。ただし、任期が月の途中で始まるか又は終了することにより、その月の任期が半数に満たない場合は、当該月の支給額は半額とする。
- 5 監事が決算監査を行った場合は、前項の報酬のほかに決算監査報酬として10万円を支給する。
- 6 特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、第2項に定める報酬のほかに特別報酬を支給することができる。その場合の支給額は、評議員会及び理事会の議を経て決定する。

(手当)

第4条 常勤の役員には、報酬のほか通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び特別手当を支給する。

- 2 通勤手当の支給については、給与規程第13条を準用する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の支給については、教職員給与規程（以下、「給与規程」という。）第14条及び第15条の規定を準用する。
- 4 寒冷地手当の支給については、給与規程第18条を準用する。
- 5 特別手当の支給については、給与規程第19条を準用する。ただし、特別手当のうち一般入試日初日に支給される手当は支給しない。

(支給方法)

第5条 第3条及び第4条に定める報酬及び手当の支給方法については、給与規程第20条を準用する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「学校法人北海道武蔵女子学園役員報酬に関する細則」（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第3条第1項関係）

常勤役員報酬額

理 事 長	月 額	100万円
理事長以外の常勤理事	月 額	5万円

別表2（第3条第2項関係）

非常勤役員報酬額

理 事	月 額	2万円
監 事	月 額	3万円

学校法人北海道武蔵女子学園役員退任慰労金支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道武蔵女子学園における役員退任慰労金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、理事及び監事をいう。

(退任慰労金の支給)

第3条 役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き就任した場合は、実際に退任するときに、その通算の在任期間分を支給するものとする。

2 前項の退任慰労金支給対象者から学長は除くものとする。

3 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、学園教職員退職金支給規程の規定に準じる。

(退任慰労金算出の基準報酬額)

第4条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、役員を退任した日のその者の報酬月額とする。

(退任慰労金の算出方法等)

第5条 退任慰労金は、基準報酬額に、次に掲げるそれぞれの在任期間ごとの割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 5年以上8年以下の期間については、1年につき100分の150

(3) 9年以上12年以下の期間については、1年につき100分の175

(4) 13年以上の期間については、1年につき100分の200

2 在任期間は、就任から退任までの年数とし、毎年7月1日を起算日として翌年6月30日までを1年として計算する。ただし、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。

(退任慰労金の最高限度額)

第6条 前条第1項の規定により計算した退任慰労金の額が、役員退任の日における報酬の月額に60を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金の額とする。

(退任慰労金の加給)

第7条 学園に特別の功労があった者については、評議員会及び理事会の議を経て退任慰労金に加給して支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人北海道武蔵女子学園役員退職金支給に関する内規（平成21年4月1日施行）、学校法人北海道武蔵女子学園役員退職金に関する細則（平成18年11月24日施行）及び学校法人北海道武蔵女子学園役員特別功労金支給に関する内規（平成27年6月1日施行）は、廃止する。

学校法人北海道武蔵女子学園役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、本学園の役員（理事・監事）が、業務上の必要から国内に出張した場合の旅費に関して必要な事項を定める。

(日当及び宿泊料)

第2条 前条により支給する旅費のうち日当及び宿泊料は、次のとおり支給する。

区分	日当		宿泊料
	札幌市内の場合	左記以外の場合	
理事長を含む 常勤理事	(支給なし)	6,000 円	18,000 円
上記以外の 役員	16,000 円		18,000 円

- 2 日当は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じて支給する。
- 3 船車内の宿泊料は、半額とする。
- 4 評議員に対する旅費は、日当として 10,000 円を支給する。

(交通費)

第3条 本規程第1条により支給する旅費のうち交通費の支給は、北海道武蔵女子学園旅費規程を準用する。

(雑則)

第4条 旅費の支給に関し、この規程に則り難い場合には、理事長の承認を経て支給額を決定する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。